

電気通信大学産学連携コーディネーターに関する規程

平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)に置く産学連携コーディネーターの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 産学連携コーディネーターは、本学と企業、他の研究機関等との教育研究上の連携を推進することを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 年俸制を適用する産学連携コーディネーターについては、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則を適用する。

2 1年以内の期間を定めて雇用する産学連携コーディネーターであって、他の就業規則の適用を受けない産学連携コーディネーターについては、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。